平成２１年（フ）第３３８号
北海道苫小牧市字錦岡270番地の444
債務者　久能由美子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４１号
北海道勇払郡安平町追分青葉１丁目35番地10
債務者　熊木久美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４６号
北海道苫小牧市澄川町５丁目27番15号
債務者　山城　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３６０号
北海道苫小牧市光洋町１丁目９番１号　園マンション１階左
債務者　伊藤真紀子（旧姓丸田）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４号
仙台市青葉区台原２丁目９番３―105号
債務者　米倉　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間松掛字中西52番地
債務者　高橋　　泉
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２７１号
秋田市河辺大張野字道ノ下182番地２
債務者　菊地　久子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８８号
秋田市新屋元町11番４号
債務者　髙橋　武夫
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０１号
秋田市寺内蛭根１丁目４番７号
債務者　石山　正和
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４号
福島県伊達市霊山町山野川字庵ノ内81番地８
債務者　橘内　朋香
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
福島市蓬莱町４丁目12番22―15号
債務者　柴田　寿江
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
福島市蓬莱町５丁目２番17―48号
債務者　高橋さと美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５３号
茨城県日立市大沼町１丁目16番８―102号、前住所茨城県日立市大久保町３丁目18番２―203号
債務者　原　多香子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２０１号
茨城県日立市十王町伊師本郷1180番地の36
債務者　佐々木直也
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２０４号
茨城県高萩市大字高萩432番地の１
債務者　石塚　数子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２１０号
茨城県日立市田尻町１丁目17番23号
債務者　伊東　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２１４号
茨城県北茨城市磯原町大塚487番地の10
債務者　豊田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２９３号
茨城県結城市新福寺５丁目９番地４
債務者　田中　幸廣
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部